熊谷市地域公共交通会議事務局規程

（趣旨）

第１条　この規程は、熊谷市地域公共交通会議設置要綱第１１条の規定に基づき、熊谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　事務局は、交通会議の運営に関する事項を所掌する。

（職員等）

第３条　事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

２　事務局長は、熊谷市総合政策部企画課長をもって充てる。

３　事務局員は、熊谷市総合政策部企画課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第４条　事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

（１）事務局の運営に関すること。

（２）物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。

（３）物品及び現金の出納に関すること。

（４）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第５条　事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、熊谷市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第６条　交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の字句、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

２　交通会議の公印の保管、取扱い等については、熊谷市において定められている公印の取扱いの例による。

（委任）

第７条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２２年２月２日から施行する。

別表　（第６条関係）

字句	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
熊谷市地域公共交通会議会長の印	正方形	てん書縦書き	２１ミリメートル	会長名をもって発する文書	１	事務局長